

兩浙省商壳仕法御改一件

贊助会員 安部祐右衛門

昨年中は、毎寺田柴忠生御執筆の赤木村庄屋文書を荒
及、江戸時代農村に対する佐伯藩の政治と農民の経済
生活状況を窺ひ知りを得て感へしく思いました。私共も祖
先以来住んでいた御土へ歴史について、その一部なりと
知りたいとの意欲はありながら、漁村の庄屋古文書は亡
失して、今に残存するものは稀であると云ふことで半皮
譲りでいたところ、最近ある機会から羽出部恭總代が保
管する文書函の底から、多數の庄屋文書を見出し、その
中で案外貴重な資料と見られるのがあるので、懇代さん
にお願いして何点かを写すことが出来た。それで貴重な
佐伯米穀の紙面を塞ぐことはどうかとも考え左が、藩政
時代の漁村の実情研究へ上に役立てばと思ひ、會員各位
に御高覽を願ふことに致します。

(表紙)
文化三年の
兩浙省商壳仕法御改一件

羽出浦後元

(表) 文化三年(一八〇六年)佐伯藩在代萬歳の時

② 佐伯藩城下、内町と船頭町

覺

一 背問屋式軒定 内走軒 内走軒
一年運上銀 拾五枚 走軒に付七枚半

但し是近兩膳總背屋分一个年運上銀拾五枚

差出候分 御免

右之通問屋式軒に相定候間兩町役人背屋共相^二
身上相應のものと撰び人當可讀出候事。

背中買式拾六軒定 内拾參軒 内
一年運上銀 拾五枚 船頭町

但し前問屋ケ条ニ有之候通是近背屋共相^二
一年運上銀拾五枚差出候分 御免

古之通中買株式拾六軒に相定候間是近背屋致來
候兩町式拾六軒のもの勝手次第中買株可讀出候事。
若背屋相止度主の外江讓り湯相應可讀出候事。

背中買式拾六軒定 内拾參軒 内
一年運上銀 拾五枚 船頭町

背中買式拾六軒之上番手次第二中付候。
是近の通り尤も船にて走て候儀相渡し船
燒印等中付候次第是近の通り候。又燃て出買船
以外不動船無之ため黒女前章中置候延々つと
自分より押此不堵の事候。向後は急急黒女
首ハ可致候。万一二二二二二黒女首に致さず出賣
致候之に於て又二二過怠なく二二二二共に
不致取揚候事。

是近上浦中浦邊の引綱より背買取連債にて兩時□
□居候七のを中押と唱へ兩町□浦□□□く七の裏
藏を致來及由に候。向後も其通り可致□□□以頼之

上申付候間、是迄致付候主の共^ハ勝手次第可頼出^ハ候。中押^ハ船^{二付}一千^ハ年冥加銀□□□又定差出候定二申付候。且又右中押船向後外□□□為無^ハ出賣の如く船下^ハ建てて右中押印^ハ船と御奉行所より可相渡候。且又^ハ有^{二ツ}引^ハ黒^ハ太^ク引^ト廻^シたとへ隔^リ候場所より中押と見分^ハ易^キ様に可致候。万一此後二引無^ハ之船にて中押致候□□有^之式^ハ廻^急船諸道具等不^可取揚候事。

④ 两所首屋問屋人当^ハ儀同附役人首中買額主建印^ハ願書差出願之通申付請証文^{出之}候上附奉行より問屋札式^ハ軒の上に相渡候事。

⑤ 两所首中買式^ハ捨六^軒人當^ハ相^レ核^ス是亦同附役人首中買額主共連印之額書差出候之通申付請証文出之候上附奉行より中買札右式^ハ捨六^軒正相渡候事。

⑥ ⑥ 御城下江持^ハ候生魚^魚塩^鹽物^物二至^ハ切兩問屋へ引受候定二申付候。尤兩所へ入津^津度^度二問屋中買立合相談之上直譲^ハ相^レ賣主より問屋手前^ハ首受取^ハ問屋手前^ハ直^ハ代銀振替^ハ相^レ候^ト可中候。尤代銀高^ハ内^リて割利^ハ口銭^ハと問屋手前^ハ取可中候。夫より右首日問屋手前^ハ式^ハ捨六^軒之中買店^ハ不^可致^ハ配分^ハ右問屋より首^ハ賣主江振替^ハ相^レ候^ト。代銀八追而式^ハ捨六^軒之中買より問屋江相^レ排^ハ可中候事。

⑦ ⑦ 两所首持込候次第只^ハ兼而首屋仕込^ハ有^之公^ハ付込方^ハ相渡來候候勿論^ハ候。仕込無^之公^ハ左^ハ入^ハ船^船被致^ハ入^ハ津候八^ハ五^艘以内^ハ五^艘以上^ハ船頭^ハ持込^セ可申候。尤兩所問屋中買共毎日直前^ハ相^レ揚問合せ双方

直^段^ハ高下無^之様元より下並^ハ趣意^ト一可致^ハ直^組候。左^ハとへ首拂底^ハの算左^ハ共格別高直^ハ致候事堅^ク停止^ハ候。此儀問屋中買共嚴重に可相心得候。万一此後格外高値^ニ有^ハ取扱候趣於^ニ相聞^ルニ報^ハ問屋中買共急度申^ハ品有^之候事。

⑧ ⑧ 两所問屋八日^ハ首持込^ハ問屋中買立会致^ハ直^組候^ト。同所地目^付老人立合可中候。万一問屋中買共背法度候之次第有^之者^ハ其旨地目付上^ハ附奉行所へ可申出^ハ候事。

⑨ ⑨ 两所首中買共^ハ首持込^ハ問屋手前^ハ取可中候。夫より右首日問屋手前^ハ直^ハ買致候か又都店壳之首以高利^ハ堅停止^ハ候。万一首直^ハ買致候か又都店壳之首以高利^ハ堅停止^ハ候。右二付網持^ハ船人出賣之額より何後致^ハ候事^ト。但是追首屋共^ハ手前^ハ取賃利足一株^ハ過分壳度候^ト。但^ハ買取^二壳利之利足^ハ掛相渡未候由^ハ向後才大凡其定二申付候。猶又小壳利足古同様^ハ掛候而其諾^ハ所^ハ横分相立候由^ハ左候ハハ壳脚六七步方^ハ至^ハ式^ハ割追之利足^ハ掛候儀^ハ用^ハ捨可申付候。

⑩ ⑩ 前^ハ條之租書^ハ中買共^ハ首一株^ハ過分壳度候分及問屋^ハ買元^ハ壳利^ハ掛可^ハ賣候。大凡其定二申付候然^ル時八^付略表^ハ附出^ハ掛^ハ逐^ハ掛^ハ共^ハ賣張方率^ハ成^ハ猶更過分附出^ハ候^ト。右^ハ付今後は毎日首上^ハ高之內^ハ而何數^ハ次^ハ口候。右^ハ付今後は毎日首上^ハ高之內^ハ而何步方地壳^ハ何步方馬追^ハ笠撥^ハ度^ト相定^ト日々其定より上^ハ他所行^ハ壳度申^ハ候事。夫共天氣合^ハ上^ハ又及特節^ハより地壳^ハ不^可色之時^ハ申譲^ハ他所行^ハ相^レ增地壳^ハ減候儀及^ハ御宣^ハ二可寄事。

雨船出賣者於浦外有賣處不遠而所持帶一問屋人可差候。則于外賣致候。候與之候。且冬出賣者。首中押候事是又堅。停止候。万二首外。竟致候。又都古之船只。致守押候。至於首之首為追急其船取揚候事。

中押船者於浦方漁人。首賣取運候。之縣兩所問屋人。積候可申候。聊以而外方外相候。緣堅停未。候。且又中押無以而發出賣候。是必堅候。止。申候。万二首外方人相候。俟於冬首古船只。而致。出賣候。是於浦之首。為追急其船取揚候事。

浦方人相候。俟於冬首古船只。而致。出賣候。是於浦之首。為追急其船取揚候事。

中押船者於浦方漁人。首賣取運候。之縣兩所問屋人。積候可申候。聊以而外方外相候。緣堅停未。候。且又中押無以而發出賣候。是必堅候。止。申候。万二首外方人相候。俟於冬首古船只。而致。出賣候。是於浦之首。為追急其船取揚候事。

④ 於浦之首無願手操網致候。毛ノ首之首相間人不將。事以候。向後古漁業致候。日以急。度相願可申候。万以此後無願手操網致候。毛ノ於首之首為追急船諸道具等不取。取揚候事。船諸道具共不取。取揚候事。

浦外引網。二取候。是追之通於浦方地旅廻船。外賣渡候。止。又首兩所問屋。江相候。俟共降手次第。申候。併兩所問屋首拂底之時。節古引網。外取候。生愈。所出賣共冲合。亡而賣度旨。申候。毛ノ古之內。外取。今賣接。可申候事。

地旅馬追籠搭之類。首兩所中賣。毛ノ首賣取可申候。浦外引網。小漁出賣手操網。并長頭材立網。毛ノ致直賣。保事堅停止。二申候。上方上其旨。背之直賣。致候。毛ノ於首之首為追急馬追者。馬毛。取揚。外籠搭。首過料。申候。尤壳。渡候。毛ノ申候。申候。通追急申候事。

⑤ 柏詮林之毛ノ。是追。中押致來候。由外付此度。勝手次第可驗。出候。掛。御代官。上申候。毛ノ中押船。老。被。二付。冥加銀。交寃。可差出候。作法者。前。上。相記。候。通。二候。万。右。作法。之。相背。致不將。候。毛ノ於首之首。為追急。取揚候。儀。是又急度掛。御代官。上申候事。

四浦外。而取候。生魚壳。直段。之。十步。壳。守。保。戶。鳴。勘。場。八。陸。附。出。買。以。買。船。者。式。林。但。保。候。毛。首。半。金。黑。塗。二。可。致。候。事。

事ニ候間向後者聊不詳なく是迄申付候通其浦庄屋手前へ差出庄屋手前八月乞斯場へ可差出候。庄屋上り精々遂吟味急度取立可差出候。万一一此後十步老々不差出生魚致漁業候者於有之者為過怠船諸道具等不殘取揚其所之庄屋儀器品以止不咎メ申付候事。

入津蒲江組漁人共生魚致漁業旅般へ壳渡候節生魚積出運上可差出延其儀無之由以付去ル成年蒲江浦勘場相始候^{タマシ}、生魚積出候者へは前より定の通運上壳^{カニ}差出候上右勘場へモ壳主より五歩の口錢其浦々庄屋ヲ必ず差出候定申付候事。然其通不可相心得候尤兩浦組中庄屋共無油断遂吟味右口錢片勿取立勘場へ可差出候。万一口錢不差出生魚壳渡候者於有之者為過怠船諸道具共不残取揚其所之庄屋儀器品以止不咎メ申付候事。

米水津浦組中而致漁業候手操網^{ハシナシ}之魚者前夕^{アサヒ}多日雨所へ持込首屋共へ壳渡候由以候。向後者^{アフタ}外壳停止不殘兩所へ持越首問屋へ可壳渡候。是迄八月以上兩所へ不持越於其浦^{タマシ}船々へ壳渡又都^{タマシ}壳渡候趣^{タマシ}相間へ候。向後右兩様之真壳鑿^{タマシ}停止候。一方一此後兩所へ不持越其浦々於最寄直壳致候之於有之者為過怠船諸道具共不残取揚^{タマシ}其^{タマシ}所^{タマシ}ノ入も過怠申付候事。

兩所出賣中押^{タマシ}省日終沖合江^{タマシ}激^{タマシ}共前條之法度迄相^{タマシ}候故否^{タマシ}見^{タマシ}可申候。方半背法度派^{タマシ}手力^{タマシ}見附候其^{タマシ}之の入應對致^{タマシ}不復^{タマシ}得と様子見^{タマシ}糺^{タマシ}歸^{タマシ}其^{タマシ}平糺音聞屋^{タマシ}以御浦奉行所へ可申出候事。

西野出賣中押長^{タマシ}村立網^{タマシ}其外手操網^{ハシナシ}釣^{タマシ}簍^{タマシ}等

取候首^{タマシ}開屋共^{タマシ}不相渡^{タマシ}致外壳候哉否^{タマシ}之義為觀^{タマシ}亂^{タマシ}兩^{タマシ}所^{タマシ}開屋より^{タマシ}手先のもの心當り之方角へ時々差^{タマシ}起^{タマシ}吟味^{タマシ}可申候。万古不^{タマシ}次第見附候及^{タマシ}其者江心討^{タマシ}織^{タマシ}二^{タマシ}所^{タマシ}不^{タマシ}及^{タマシ}得と様子見^{タマシ}糺^{タマシ}歸^{タマシ}開屋手前更^{タマシ}御浦奉行所御代^{タマシ}官所へ可申出候事。

西野出賣中押長^{タマシ}村立網^{タマシ}其外手操網^{ハシナシ}釣^{タマシ}簍^{タマシ}等取^{タマシ}辦^{タマシ}之儀此度申付候通以致候哉否^{タマシ}之儀為観^{タマシ}糺^{タマシ}時々兩勘揚手先の毛^{タマシ}並^{タマシ}兩所出賣中押^{タマシ}首^{タマシ}開屋手先のもの時^{タマシ}不^{タマシ}相^{タマシ}差^{タマシ}見^{タマシ}及^{タマシ}其^{タマシ}候間不^{タマシ}將^{タマシ}之儀者直^{タマシ}相^{タマシ}分^{タマシ}候。万古不^{タマシ}相^{タマシ}成次第^{タマシ}候間能^{タマシ}致勘^{タマシ}并^{タマシ}不^{タマシ}將^{タマシ}之儀不^{タマシ}致^{タマシ}其浦^{タマシ}一不^{タマシ}將^{タマシ}之次第見届^{タマシ}為過怠船諸道具取揚候時勘^{タマシ}世^{タマシ}庄屋共^{タマシ}不^{タマシ}急度中付^{タマシ}時々心^{タマシ}之付可申候事。

右者近^{タマシ}生兩所店壳之首高直^{タマシ}相成^{タマシ}諸人買求^{タマシ}百^{タマシ}金難儀候。畢竟^{タマシ}首壳買人共作法^{タマシ}之取失以候故之儀不^{タマシ}將^{タマシ}之事次候。依而^{タマシ}書面の通向後御定被^{タマシ}仰付候余銘^{タマシ}堅^{タマシ}其階^{タマシ}可^{タマシ}守候。万^{タマシ}一相^{タマシ}背候主^{タマシ}於^{タマシ}有^{タマシ}之者前文之通過怠申付候為^{タマシ}其如件。

中井志津摩

文化三庚年五月

大富中井志津摩年正月五日付

兩所

年正月付

材補

大庄屋
庄屋
地目付
馬追簾荷
商人
網持漁人
出買小買
中押共
(註)
(二) 運上銀
人當
冥銀
出賣
女首
中押
中押(中押)

上蒲、中浦邊の開方から魚を買取り運賃とがせ
て、兩所の魚問屋へ運搬していく。主に御浦奉行所、
御奉行所にては漁村を取しまっていた。

二ツ引き
入津 漁獲物を積んで港に入らること
口銭(二つせん) 取扱手数料 一割が普通であったらしい。

停止(ちょうじ) 停止されること、禁止。

申し立てる品 車がら(荷物)の割合にする等があるぞという義
士地目付(じめつけ) 佐伯藩で日野年寄、庄屋の配下にあり、直接城下
や地壳(じごう) 地元で売ること、また領内で生産品を売る
竹田表 今日の竹田市、山谷三重と称して竹田まで當時藩のものと馬による
馬追(うまお) 馬背に生糸、織物などを積んで運んでいた。
半分 地元地主が馬追(うまお)と呼ぶ。この拝文字、辞書に記載、海中の
字と連想した当文字であろう。

(三) 作法(さほう) 事を行う方法。やりかた主義。
十歩表(ちほくひじゆく) 十分の一、即ち一割。
五歩(五歩) 一割の半分百分の五。
(三) 年寄(ねどり) 佐伯藩では城下両所に有る太頭民の長。附年寄。
古の商賈仕法について見ると、③より圖までの各項目
は、主として肴問屋、中買、出賣、中押等の、適正なる
業務の運営と、両所住民の必要とする鰐類の数量確保は
重点を置き、第図より盡項までは出買、中買、漁夫の事
業運営と、漁れ友生魚の措置などについて定め、嚴い
統制と取締りが行われている。而して法の主題は両所肴
商、亮仕法とし、佐伯内外町と船頭町だけの取引関係の様子
を見るが、その内容は、全佐伯領内各浦々の漁民を含め
左取締み法になつておらず、城下町民と在方農民は、この
法によりかなりの恩恵を享けることになるが、こんな規
制は下で生業を継けて、佐伯藩々の漁民生活は、如何であ
つたであろうかと考えさせられる。
それ故漁れ友魚への脱け彌りには、あらゆる手段によっ
て監視の方法を講じておつたようであるが、漁れ友魚の
値組みについては、(四)に規定はあるも、これ又入札又は
せり等の方法は用いず、車ら下價を主とした詰合いでさ
れるという趣で前をとつており、左とえ(魚)掛底の節
でも、格別高値にすることは停止、という厳しい处分を受
けたことにはなつてゐる。これは物価騰貴を抑制するため
に為政者の執るべき必要な政治措置ではあるが、この措
置によつて町民と農民は救わるとしても、佐伯九十九
浦の廣い範囲はわざつて貪しい生計を送つてやう多くの
漁民の生活には、強い打撃であつただろうと考える。海
魚は季節により、又天候や潮流の關係により、豊漁の時
もおり不漁の時もあるが、豊漁の時は豊年貧乏と成
るところの通い、安価あるが多量に漁れ友魚で儲かる。

れに反して不漁で品薄の時は、需給自然の方則で高値にならざる左め漸く助かるのであるが、この法の定めの如く、

「左とえ肴拂底の節左リとも、格別高値に致候事、堅

停止ハ候。云々」(前番第④卷)

である。

この定めは零細漁民の為に大なる打撃である。この不利益から逃れようとして、直売や脱け売りをすれば、曲事として重く处罚されるので、如何することも出来なかつ左ことであろう。尤モ當項に規定する浦方出賣船に壳渡才途は残つてい左ようであるが、これとて瀬戸内方面に積上る分は別として、佐伯の肴問屋向けには④項の制限を受けることになる。

次に四浦、保戸島、又日蒲江等に其勘場と置いて魚を集めていた様であるが、こもまと所に集まる魚の直段は、誰人が如何な方法で定めていたものであろか。電信電話や郵便等も全くない時代である。漁の太魚を陸送するに馬や車を通す道路は古く、海上と船で送る方法は古く、これとて途中難所の多い航路である。荒天の日には絶対航海不出來なかつ左筈である。如何して生魚を佐伯まで運ん左のであるか。この様な運搬上の困難があつたので、獲れ左魚を貯まて運ばず、脱け売りのあつたことも止むを得なかつ左ものと考えられる。生魚は氷を使用する方法がなく、只塩蔵する外に方法の無かつ左文化年代の昔と想べば、思い半丈に才ぎる土のがある。

明けましておめで度うございます。

この正月、西百道ばかり渡いた年賀状の中に、廣島県三原市住吉M一といふ御年輩の婦人からかえみが交つてしまつた。廣島在住であります十三室の婆であつ左がお附合せをうけ、二三四又連した方ですが、まだ会つたことはありません、それはやの走り書きですか――とまく読んで見て下さい。(原文のまゝ、ほし句読点は私が加えました)

羽柴弘

國東半島の佛像につかれ左婦人から
今年はまだ左年賀状の中の一通

(以上)

青物市場になつてゐる。

尚こゝ時代も、その以前も、佐伯湾内の漁村は、煮干鰯(へびしが)浜干鰯(へはまどしが)、へと鰯(へと)などとの製造移出が盛んに行われてい左ようである。これらに関連して、天明七年五月佐伯藩は大阪の俵屋喜三郎とその取引を協定し左事實を示す文書がある。次回下それを参考と一て記録して見ようと思う。

この両町、肴商賣仕法が出来てから二十九年を経た天保六年、藤は六本松磧に魚市場を設けたことに伴つて、いふか、魚の值組みは何れの頃に、現今行われてゐる「せり」方式になつたものであろか。入札かせり方式になつて漁民の收入も多くなつたであろか。この魚市場跡は當今

佐伯市寄林原國東区寄林原町にあります。

名